

会員各位

平成 27 年度会費免除申請について

平素は、学会運営に多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成 27 年 5 月 29 日時点において、本学会の定款細則第 15 条第 1 項第 8 号に定める事項に該当される会員につきましては、本学会本部宛に文書（書式自由）をもって免除の申請をお願いいたします。

なお、申請手続きにつきましては、毎年行っていただくこととなりますので、予めご承知おき願います。

今後とも本学会の発展にご尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

・会費免除

第 15 条 第 1 項 第 8 号

名誉会員、功労会員及び国際名誉会員以外の正会員が満 80 歳に達した場合で、かつ、正会員の継続歴が 20 年以上の会員

一般社団法人 日本消化器内視鏡学会